

令和8年1月28日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市環境審議会 会長 左 一八

ゼロカーボンシティ会津若松推進基金について（答申）

令和8年1月21日付け7環第1830号で諮問のありました標記の件につきましては、会津若松市環境審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申いたします。

## 答申

市では、家庭ごみの分別・減量に向け、令和8年4月から家庭ごみ処理有料化制度を導入することとしており、市民の皆様にご負担いただくごみ処理手数料収入は、市の貴重な財源として有効に活用する必要があります。

ゼロカーボンシティ会津若松推進基金は、資源循環型社会の形成、衛生的な生活環境の保全、地球温暖化対策などの各施策への活用を通して、市が目指す将来像の実現につながるとともに、情報公開や市民意見の反映についても適切に配慮されているものであります。

このため、当審議会といたしましては、諮問のあったゼロカーボンシティ会津若松推進基金について内容を適切と判断し、原案のとおり認めるものであります。

また、当審議会において、以下の意見も出されており、制度運用に際して、これらも参考にされるようお願いいたします。

### 【附帯意見】

#### 1 情報公開

市民等への情報公開に際しては、ごみ処理手数料収入の用途について、具体的な事業の名称、内容、効果、金額を示すなど分かりやすい表現とすることや、市政だよりやホームページのみならず様々な媒体・機会を活用することで、市民の理解に努めること。

#### 2 市民意見の反映

ごみ処理手数料活用に市民意見を反映するため、既に提案されている町内会や既存会議体からの意見聴取に留まらず、様々な機会を捉え、幅広い意見くみ上げなどに努めること。

#### 3 家庭ごみ処理有料化制度の適切な運用

基金については、家庭ごみ処理有料化制度の適切な運用が前提となることから、市民への制度の普及啓発、指定ごみ袋・ごみ処理券の供給体制の確保、不法投棄・不適正排出への対策等に努めること。